

公 告

大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防事業）における 災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等）に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和4年2月3日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）の第29条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する下記（2）の区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は別紙－1（募集区分（1））又は別紙－2（募集区分（2））又は別紙－3（募集区分（1）及び募集区分（2））のとおりとする。

(2) 業務の実施区域

大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島内の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、始良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇検村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令のあった区域も同様とする。

(3) 協定期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(4) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 基本協定締結希望者募集区分

各募集区分毎に募集するが、募集区分を重複しての応募も可とする。

募集区分	内 容	協定締結業者数
募集区分（1）	河道閉塞や降灰に伴う地形変状等に関わるLP測量等及び人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析	5社程度
募集区分（2）	火砕流、溶岩流、土石流シミュレーションの実施と応急対策の計画立案等を行うための技術支援	5社程度

3. 応募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記募集区分の(1)については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格あるいは令和3・4年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
なお、令和4年4月1日時点で認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
上記募集区分の(2)については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
なお、令和4年4月1日時点で認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成23年度～令和3年度に完了した業務において、大隅河川国道事務所が発注した砂防事業に関する土木関係建設コンサルタント業務もしくは測量業務の実績を有すること。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
 - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。
上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
 - ② 以下のいずれかの資格を保有していること。

募集区分(1)について

ア)	測量士
----	-----

募集区分(2)について

ア)	技術士(総合技術監理部門:建設一河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
イ)	技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
ウ)	土木学会認定技術者(特別上級、上級)を有する者(流域・都市または防災)
エ)	工学博士、農学博士あるいは理学博士(砂防に関する博士)

4. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、3. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 募集区分(1)については、災害時における実用性について評価を行い決定する。
- (3) 応募者が多数の場合は、募集区分(1)についてはDMデータの観測方法(安全対策含む)や観測精度、募集区分(2)についてはシミュレーションモデルの処理能力等についてヒアリングを実施して決定することがある。

5. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

(電話 0994-65-2994)

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所

担当：調査第一課 建設専門官 (内線404)
専門官 (内線501)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和4年2月3日(木)から令和4年2月25日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 調査第一課
- ③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ(記者発表)に掲載する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和4年2月3日(木)から令和4年2月25日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5.(1)に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

6. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防事業）における
災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等）に関する基本協定

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）の第29条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する第2条の実施区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、始良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇検村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令があった区域も同様とする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における「河道閉塞や降灰に伴う地形変状等に関わるLP測量等及び人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析」とする。

（業務の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

3. 本協定締結後、甲、乙いずれの申し出により、本協定は廃止することができる。

（その他）

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 4年 月 日

甲 国土交通省 九州地方整備局

大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 株式会社 ○○○

代表取締役 ○○ ○○

**大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防事業）における
災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等）に関する基本協定**

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）の第29条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する第2条の実施区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、始良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇検村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令があった区域も同様とする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における「火砕流、溶岩流、土石流シミュレーションの実施と応急対策の計画立案等を行うための技術支援」とする。

（業務の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

3. 本協定締結後、甲、乙いずれの申し出により、本協定は廃止することができる。

（その他）

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 4年 月 日

甲 国土交通省 九州地方整備局

大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 株式会社 ○○○

代表取締役 ○○ ○○

大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防事業）における
災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等）に関する基本協定

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）の第29条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する第2条の実施区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、始良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇検村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令があった区域も同様とする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における「河道閉塞や降灰に伴う地形変状等に関わるLP測量等及び人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析」と「火砕流、溶岩流、土石流シミュレーションの実施と応急対策の計画立案等を行うための技術支援」とする。

（業務の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

3. 本協定締結後、甲、乙いずれの申し出により、本協定は廃止することができる。

（その他）

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 4年 月 日

甲 国土交通省 九州地方整備局

大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 株式会社 ○○○

代表取締役 ○○ ○○